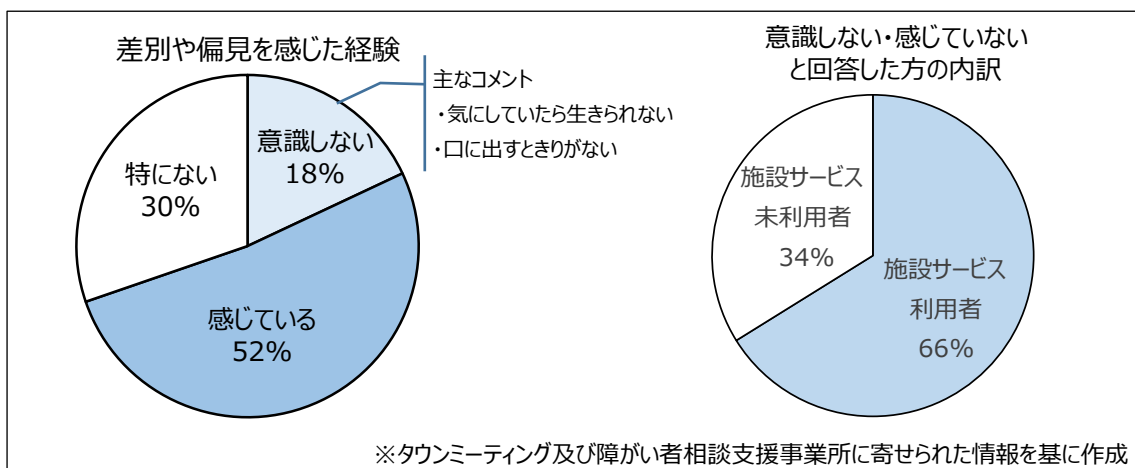


三条市における障がい者を取り巻く現状について

1 障がいを理由とした差別や偏見の現状

三条市の人口は94,148人（R4.3.31現在）で、そのうち障がい者数*は5,552人、人口の約6%である。社会的少数者ということもあり、障がい特性など、周りから理解されにくく、差別や偏見が生じている現状がある。



*障がい者数:「障害者基本法」に規定する障がい者数(障がい者手帳所持者及びサービス利用者)

(1) 障がいを理由とする差別に関する相談窓口への相談実績

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)」の施行以降、三条市に寄せられた相談は1件であった。

平成31年4月、ものづくり学校を会場に開催された「工場蚤の市」において、障がい児・者の来場を想定した計画になっておらず、参加できない状況が発生した。⇒改善対応済み

(2) タウンミーティングで確認した障がいを理由とした差別や偏見に関する事例等

ア 事業所別の主な事例

保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者に迷惑がかかるとの理由から利用を拒否された ・障がい特性に応じた個別対応について、他にも障がい児がいるため特別扱いできないと言われた
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブの入会、部活の入部、通学バスの利用を断られた ・物がなくなると犯人扱いされた
職場	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患を伝えた上で採用されたが、そのことを幹部が周知してくれず、自ら同僚に説明して回ったが、理解どころか偏見からくる言葉をかけられ、解雇された
医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪症状で耳鼻科を受診した際、精神科に通院していることを伝えると、精神科を勧められ受診を拒否された
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルランドを利用した際、周りの保護者から施設にクレームが入り、施設の利用を断られた ・スポーツ教室に兄弟で申込みをしたが、障がい児のみ入会を断られた

イ 障がい特性による地域社会における主な支障事例

身体障がい	・バリアフリーに対応していない施設が多い
聴覚障がい	・外見で分からないため誤解されやすい ・呼ばれても気づかないため、後回しにされる
視覚障がい	・書類の確認や書類の記入・自署できない ・ATM が使用できず、行員を呼び出して出入金操作は代行できないと断られる
発達障がい	・ネット等で「発達障害とは〇〇な人」など、必ずそうであるかのような表現があり、発達障がいをカミングアウトすると、「〇〇なんだね」と言われてしまう
精神障がい	・表面的には健常者と変わらないため理解してもらえないことが多い
知的障がい	・外見で分からないため、周りと違う行動をすると怒られたり、注意されたりする ・友達だと思って付き合っている相手に、だまされたり、利用されたりする

ウ 日常生活において「配慮がほしい」と感じていること

コミュニケーション	・緊急時や災害時を含め、確実に情報を得ることができ、その情報を活用するための障がい特性に応じたコミュニケーション支援（ICT の活用を含む）
社会参加	・特別な存在として分けるのではなく、一緒に活動することで、お互いに成長し合えるような、意識転換に向けた取組や環境整備
理解の促進	・障がい・病気に対する正しい理解を進めるための教育活動や啓発 ・親だけで対処できないときに、周りから助けられるよう地域づくり ・早期に障がい受容ができるような環境づくり

2 現状の課題

(1) 地域社会における現状

障がい者に対する一定の配慮や社会的支援基盤は整いつつあるものの、障がい者に対し「特別扱い」をしなければならないといった既成概念が生じており、障害者基本法及び障害者差別解消法の目的である「障害の有無によって分け隔てられることなく」に逆行し、必要以上に住み分けが進んできている。

(2) 障がい者を取り巻く現状における課題

障がいに対する一定の理解・環境整備が進んだ一方で、偏った情報による偏見や、障がいの有無によって活動の場が分けられてしまい、活動の選択肢が限られ、望む活動を諦めなければならないといった問題が生じてきている。

また、障がいの特性や個々の状態によって社会的障壁は異なるものの、「障がい者」と一括りにされる傾向があり、個々の特性を理解した上での対応が求められる。さらに、自身とは異なる障がいに対する強い差別意識や偏見も少なからず見受けられることから、多様性への受容と寛容といった視点を持つことが極めて重要である。

参考 1 タウンミーティングの結果

- ◆実施対象： 自助活動団体等（7 団体・個人：525 人）
- ◆実施期間： 2022/1/12(水)～3/31(木)
- ◆実施方法： 対面での意見交換及び書面での回答
- ◆質問・回答

質問 1 障がいを理由に差別や偏見を感じたできごと

〔事業所等における事例〕 ※類似事例は集約して記載

保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・理由がなく、ひどいいじめにあった ・健常者に迷惑がかかるとの理由から利用を拒否された ・障がい特性に応じた個別対応について、他にも障がい児がいるため特別扱いできないと言われた
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・心疾患や難聴を理由に児童クラブの入会を断られた ・好きなスポーツの希望する部活に入部できなかった ・障がいを理由に通学バスの利用を断られた ・障がいを理由に転校を勧められ、断ると校長等から威圧的な指導を受けた ・兄弟姉妹が障がいを持っていることで、ひどい目にあった ・周りの理解がなく、いじめにあった ・疾患により授業を受けられなかったときに、担任から「卒業したいなら部活を止める」「テストを受けなくていいから家で休むように」と言われ、指示通りにしたにもかかわらず、後日担任から「卒業させてもらいたいなら教科担任にテストを受けなかったことを謝って課題やテストを受けさせてもらえるよう頭を下げなさい」と言われ、同級生からは「休んでばかりでいいね」「また救急車にのったの」など揶揄され、養護教諭からも傷つく言葉をかけられた ・教員の自身の経験からくる思い込み等により、個々に特性が違うにもかかわらず、誤った対応により、不登校になったケースがある ・卒業文集で、修学旅行の思い出が行動班ごとに掲載されていたものの、班のメンバーにいた支援学級の子の名前が掲載されていなかった ・物がなくなると犯人扱いされた
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ・2 人で行う作業において、相手が仕事を押し付けてくる ・障がいがあることを明かし途端、徐々に締め付け、風当たりが強くなった ・挨拶をしてもわずかに反応があるだけで、誰一人話し相手にはなってくれない ・県の相談機関に非常勤で勤めていたときに、統合失調症の人に任せたら県民に示しがつかないと詰めよられた ・疾患を伝えた上で採用されたが、そのことを幹部が周知してくれず、自ら同僚に説明して回ったが、理解どころか偏見からくる言葉をかけられ、解雇された

医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局で、お薬手帳の内容を見て差別的な態度を受けた ・受診の際に高圧的な態度（話を聞こうとしない、本人ではなく家族に判断を迫る、強引な決めつけ等）で対応された ・風邪症状で耳鼻科を受診した際、精神科に通院していることを伝えると、精神科を勧められ受診を拒否された ・骨折し入院が必要だったが、精神疾患があることを伝えると、精神科等がないことを理由に入院を断られた ・精神科以外の診療科で診てもらうときに、話の内容だけで「ストレスだ」とか「精神科の薬の副作用で症状が出ている」と言われることが多々あり、ある内科では「反抗できるのであれば大丈夫。精神科の薬が飲みたいのであれば飲んでいいが、その後は診ない」と言われた
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を奇異の目で見て差別的言動を平気で言う ・色々な病状があり、日頃の外出等で偏見の目で見られる ・スマイルランドを利用した際、周りの保護者から施設にクレームが入り、施設の利用を断られた ・スポーツ教室に兄弟で申込みをしたが、障がい児のみ入会を断られた ・習い事をさせたかったが、障がいを理由に利用を断られた ・趣味活動(スポーツや音楽、絵等)を行う場がない(既存の講座や教室、サークルへの参加を断られ、やりたいなら自分たちで活動の場をつくるよう指示された) ・土日など過ごす場所がない

〔障がい特性による事例〕 ※類似事例は集約して記載

身体障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに対応していない施設が多い
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・外見で分からないため誤解されやすい ・声による会話に入れない ・聞こえないことによる二次障がいとしての文章力の不十分さに配慮がいかない ・呼ばれても気づかないため、後回しにされる ・マスクで口元が見えず会話に苦勞する ・字幕付きの邦画がほとんどない ・聴覚障がい者でも手話が全く分からない
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の確認や書類の記入・自署できない ・外出時にはヘルパーの付き添いが必要だが、事前予約制のため外出に制約があり、急な外出に対応できない ・段差や狭い歩道に電柱や柱が多く、移動しにくい ・ATM が使用できず、行員を呼び出して出入金操作は代行できないと断られる ・横のつながりが薄く、他の人の生活のアイデアを知る機会がない ・白杖の使用などは、差別や偏見をもたれることへの不安から近所には隠していた
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット等で「発達障害とは〇〇な人」など、必ずそうであるかのような表現があり、発達障がいをカミングアウトすると、「〇〇なんだね」と言われてしまう

精神障がい	・表面的には健常者と変わらないため理解してもらえないことが多い
知的障がい	・外見で分からないため、周りと違う行動をすると怒られたり、注意されたりする
	・友達だと思って付き合っている相手に、だまされたり、利用されたりする

質問 2 日常生活において「配慮がほしい」と感じていること

コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者専門の相談窓口の設置や申請手続き支援 ・緊急時や災害時を含め、確実に情報を得ることができ、その情報を活用するための障がい特性に応じたコミュニケーション支援（ICTの活用含む） ・手話は言語であるということの周知と普及
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な存在として分けるのではなく、一緒に活動することで、お互いに成長し合えるような、意識転換に向けた取組や環境整備 ・気楽に集まって、いろいろ話ができるような居場所づくり ・官民間わずユニバーサルデザインの視点に立った施設づくり
理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい・病気に対する正しい理解を進めるための教育活動や啓発 ・障がい当事者・家族・企業におけるロールモデルの発掘・創出と周知 ・親だけで対処できないときに、周りから助けてもらえるよう地域づくり ・地域で医療が受けられる受診環境づくり ・早期に障がい受容ができるような環境づくり

既存制度・事業等に対する個別要望

制度面	医師の診断書がなくても補装具等に対する補助や助成をしてほしい
	日常生活用具の品目に紙おむつだけでなく「おしりふき」を追加してほしい
	手話通訳者を増員するか対応時間を拡大してほしい
	通勤手当を支給してほしい
	特別児童扶養手当の受給に当たり、多世代同居で同居している場合、世帯主の所得で判断されるため、障がい児の親の所得で判定してほしい
	グループホームの入所手続きを簡略化してほしい
	文書を読んで理解することが難しいため、記入は必要最低限とし、マイナンバーカードを持っていけば、住所・氏名等を記載しなくてもよいような仕組みにしてほしい
施設面	医療的ケアが必要な重度障がい児・者に対応する在宅診療・訪問介護体制や、災害時・緊急時を含むショートステイ等の体制を充実してほしい
	重度の障がい児の受け皿や、その家族も一緒に参加できる居場所がほしい
	三条市内に療育センターがあるといい(訓練や認定など、新潟か長岡へ行かなければならず負担が大きい)

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号） ※抜粋

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
社会的障壁	障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

〔地域社会における共生等〕

- ・全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号） ※抜粋

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

〔令和 3 年 6 月 4 日公布の改正内容〕

- ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ・事業者に対する社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化